

企画振興部

総務企画委員会

【議案関係資料】

5月26日提出

令和7年第1回定例会（6月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和7年5月26日
企画振興部

【予算関係】

総合政策課	次期総合計画策定事業について（新規）	・・・	3
	マーケティング戦略推進事業について（新規）	・・・	6
デジタル政策推進課	県・市町村によるDX推進体制構築事業について	・・・	8

【議案関係】

市町村課	「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について （議案第137号）	・・・	10
------	--	-----	----

次期総合計画策定事業について（新規）

総合政策課

1 目的

「新秋田元気創造プラン」の推進期間が本年度で終了することに伴い、新たな県政運営の指針となる次期総合計画を策定する。

2 内容

（１）総合政策審議会運営費

次期計画に掲げる施策の方向性等について、調査審議を行う総合政策審議会、企画部会及び専門部会をそれぞれ開催する。

- ① 審議会 全委員（定数30名）で構成する審議会を3回開催する。（うち6月補正は1回分）
- ② 企画部会 審議会長及び専門部会長で構成する企画部会を3回開催する。（うち6月補正は2回分）
- ③ 専門部会 審議会委員及び専門委員で構成する専門部会を3回開催する。（うち6月補正は専門委員19名×3回分、オブザーバー6名分）

（２）県民参画促進事業

計画策定の段階から、アンケートの実施やSNS等の活用により、幅広い県民の意見募集に取り組むほか、大学生等によるワークショップを実施し、若者が考える秋田の将来像についてイメージを取りまとめる。

（３）次期総合計画PR事業

次期総合計画の普及啓発用冊子及びリーフレットとともに、PR動画を作成し、幅広く周知する。

3 策定スケジュール（案）

令和7年6月	<u>6月議会に計画策定の方向性を説明</u>
6月～8月	知事と県民の意見交換会
9月	<u>9月議会に骨子案を説明</u>
12月	<u>12月議会に素案を説明</u>
12月～1月	パブリックコメント
令和8年2月	<u>2月議会に案を説明</u>
3月	策定・公表

※総合政策審議会・企画部会・専門部会については、令和7年5月から令和8年2月まで順次開催。

4 予算額

6, 842千円（○6, 842千円）

（1）総合政策審議会運営費	1, 828千円	〔報酬 報償費、旅費等	970千円 858千円〕
（2）県民参画促進事業	77千円	〔報償費、旅費等	77千円〕
（3）次期総合計画PR事業	4, 937千円	〔需用費等 委託料（冊子、リーフレット及び動画作成費）	347千円 4, 590千円〕

次期総合計画の策定の方向性

【総合計画策定の意義】

次期総合計画は県政運営の指針となる最上位の計画として、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略と一体のものとして策定する。

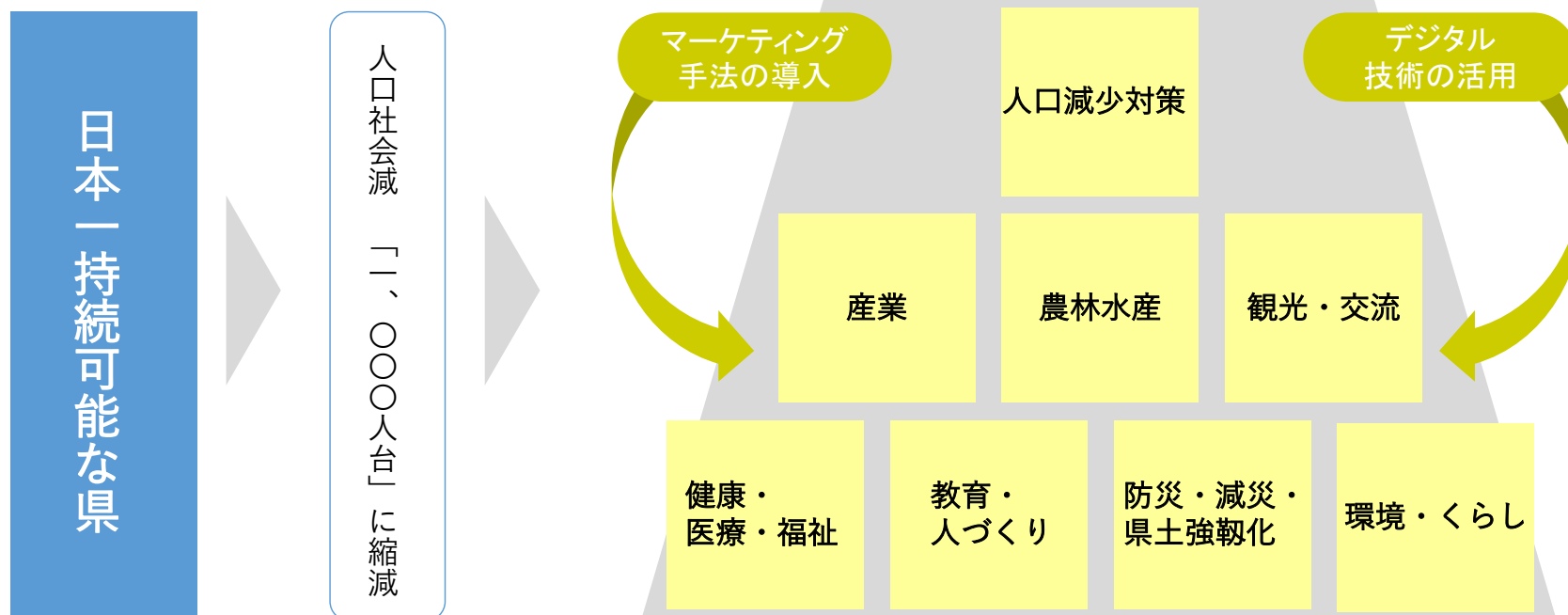
【計画の策定に当たって】

「日本一持続可能な県」の構築に向け、計画の理念等を整理するとともに、社会減を「1,000人台」に縮減することを目指しながら、取り組む具体的な方策を取りまとめる。なお、計画の推進期間は4年間（令和8～11年度）とする。

【政策の整理について】

- ① 目指すべき本県の姿の実現のため、県政最大の課題である「人口減少対策」のほか「産業」「農林水産」「観光・交流」「健康・医療・福祉」「教育・人づくり」「防災・減災・県土強靱化」「環境・暮らし」に整理した上で、県民の所得と生活環境の向上を図る。
- ② マーケティング手法とデジタル技術を最大限活用し、施策の解像度と精度を上げ、成果追求型マインドにより、施策の実効性を高める。

目指すべき本県の姿



マーケティング戦略推進事業について（新規）

総合政策課

1 目的

マーケティング戦略室を設置し、外部人材を活用しながらマーケティングによる事業立案・実施の体制整備を図るとともに、庁内全体にマーケティング思考を浸透させ、施策の精度を高める。

2 内容

新たに設置するマーケティング戦略室が中心となり、各部局の兼務職員や事業課の職員等と共に、外部人材のアドバイスを得ながら、マーケティングの手法を用いた精度の高い効果的な事業の企画・実施につなげる。

また、職員を対象とした研修を行い、庁内全体のマーケティングに関する知見を高める。

- ・組織体制 室長、チームリーダー、職員、各部局の兼務職員、外部人材
- ・事業内容 マーケティング戦略室の設置
マーケティングを専門とする外部人材の招へい
事業立案・実施段階等で活用する事業検討手法の整理・提示
広く職員を対象とした研修の実施 等

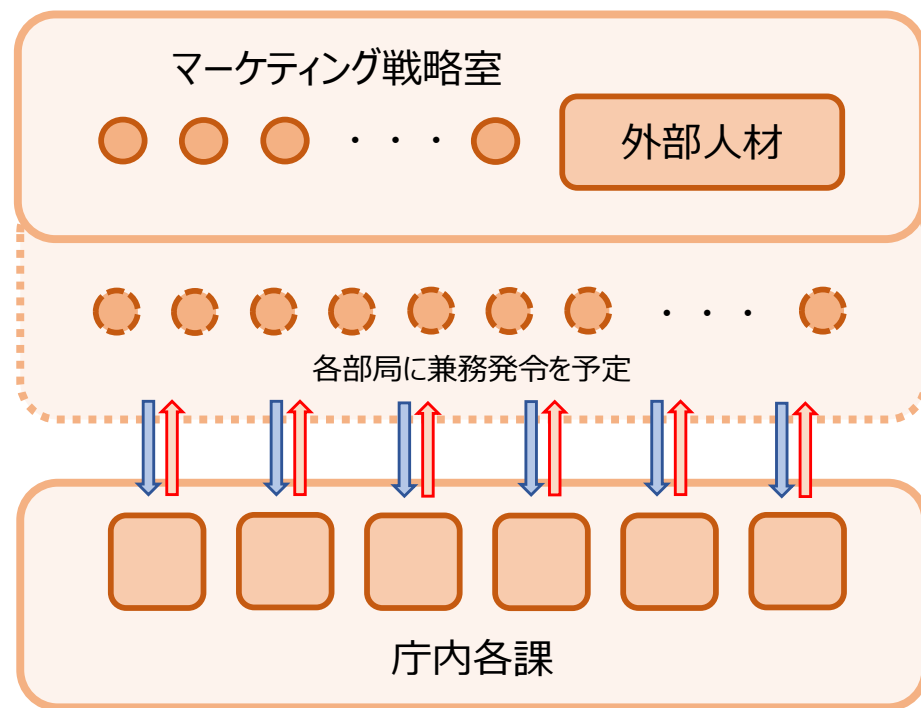
3 予算額

10,838千円（ $\ominus$ 10,838千円）

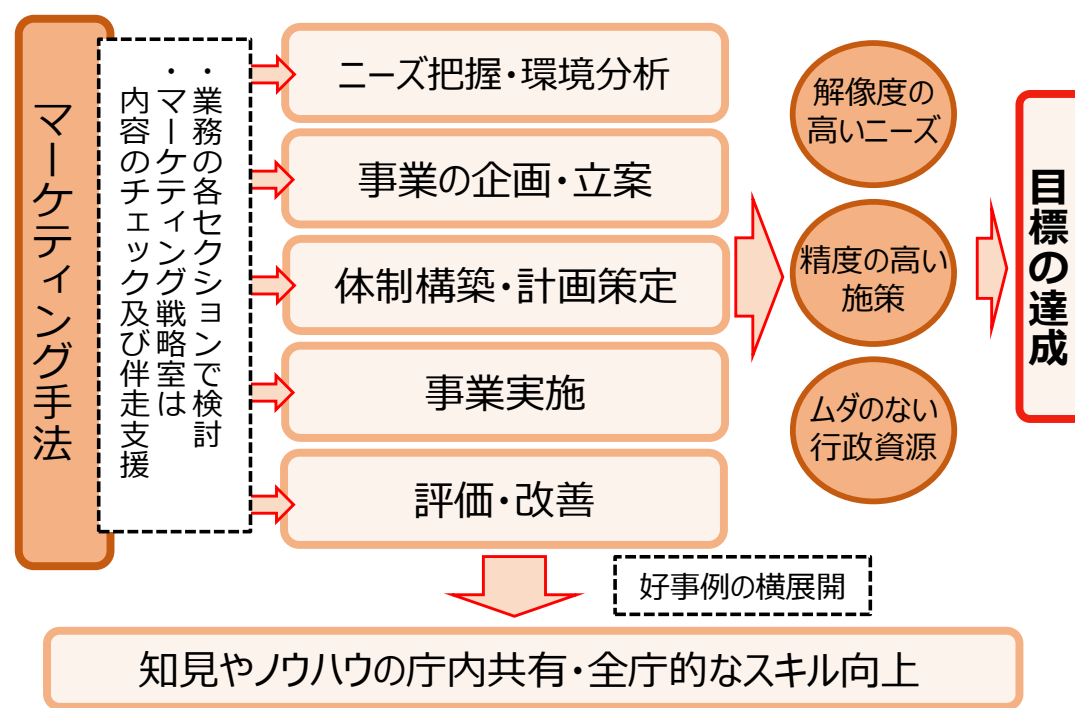
旅費	1,019千円
需用費、役務費等	1,327千円
委託料（外部人材経費、研修費等）	8,492千円

■ 想定される組織体制と業務イメージ

＜組織体制＞



＜業務イメージ＞



■ マーケティング戦略室設置後の想定スケジュール



○ 外部人材のアドバイスを得ながら、随時各課と連携し、企画立案・事業実施段階のマーケティング手法の導入に関する体制を構築していく。

○ 各課への伴走支援及び外部人材による職員研修等を通じ、企画立案や事業実施段階におけるマーケティングの考え方の浸透を図る。

県・市町村によるDX推進体制構築事業について

デジタル政策推進課

1 補正理由

デジタル人材の共同活用に係る広域的な仕組みの構築に向けて行った市町村へのヒアリング等を踏まえ、支援内容を拡充する。

2 補正内容

(1) DX推進アドバイザーの市町村派遣

業務改善（BPR）やセキュリティ向上の助言、リテラシー向上研修、ソリューションの紹介 等

(2) 県と市町村の合同検討会の開催

行政のデジタル化やDXに係る課題解決に共同で取り組むとともに、市町村におけるDX推進の自走化に向け、各市町村の課題に応じた支援のあり方やデジタル人材の育成等について検討する。

3 補正予算額

2,918千円（△：2,918千円）

{	報償費	2,290千円
	旅費	628千円

【参考】

[全体予算額]

(単位：千円)

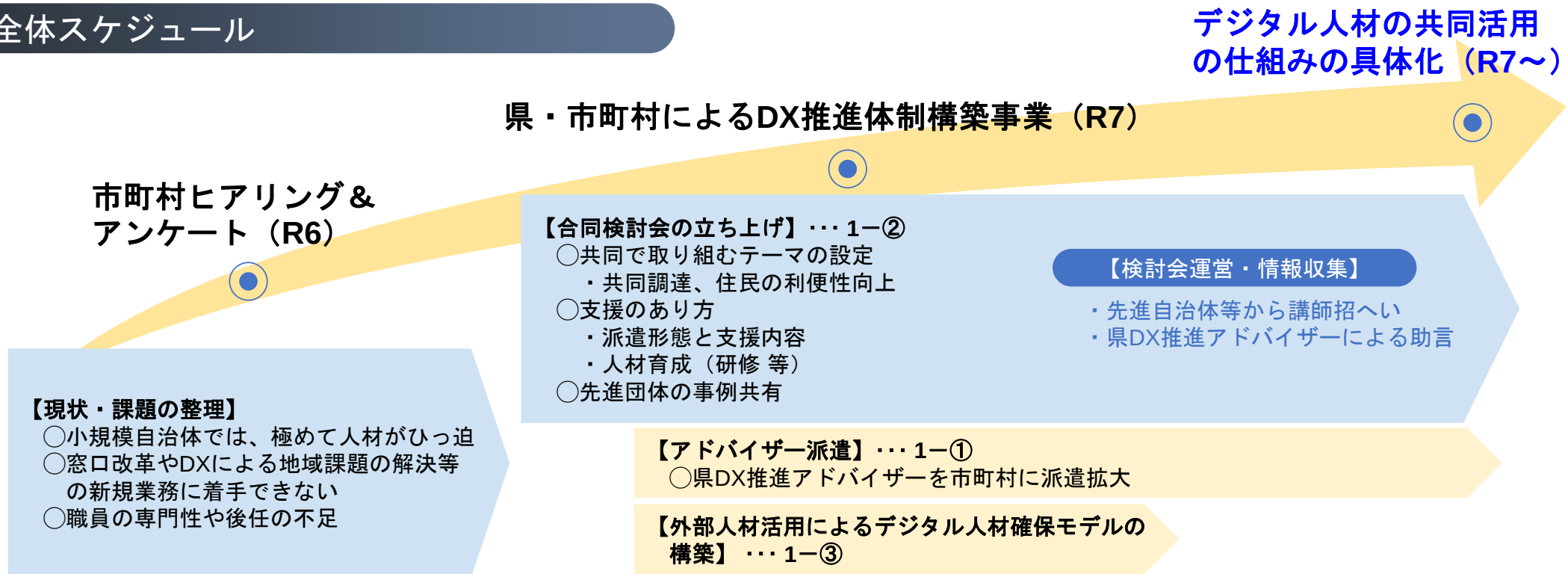
事業名	予算現計	補正額	補正後額
県・市町村によるDX推進体制構築事業	6,000	2,918	8,918

県・市町村によるDX推進体制構築事業の全体像

1. 事業内容

- ①DX推進アドバイザーの市町村派遣
- ②県と市町村の合同検討会の開催
- ③外部人材活用によるデジタル人材確保モデルの構築 ※R7当初予算計上済み

2. 全体スケジュール



「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第137号）

市町村課

1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、権限移譲対象事務に高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定による終身建物賃貸借（※）に係る賃貸住宅の位置の届出の受理等の事務を加える必要がある。

※バリアフリー化された賃貸住宅に高齢者が終身にわたり安心して居住できる、一代限りの特別な賃貸契約のこと。

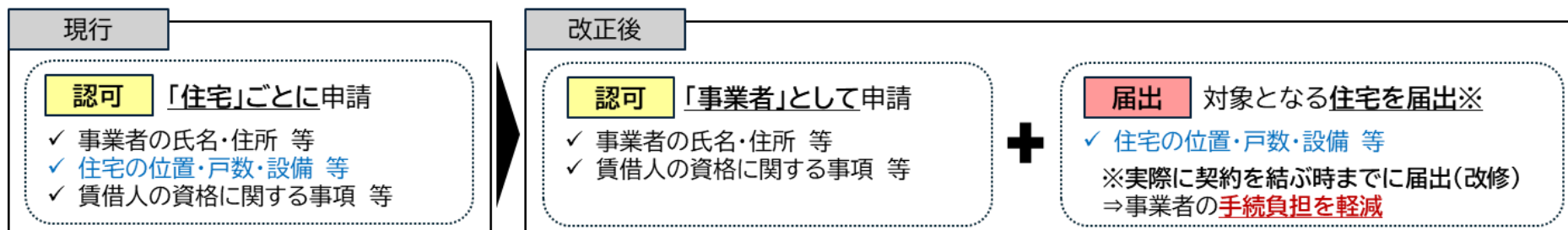
2 改正内容

- （1）終身賃貸事業の認可を受けた事業者が、終身建物賃貸借契約を結ぶ時までに義務付けられている賃貸住宅の位置や戸数などに関する届出の受理等の事務を加える。（別表第22関係）
- （2）引用している農業振興地域の整備に関する法律の条項を改める。（別表第51関係）

3 施行期日等

令和7年10月1日。ただし、2（2）は公布の日。

普通建物賃貸借		終身建物賃貸借
全て	対象賃借人	高齢者(①60歳以上の単身者 ②配偶者等)
・当事者間で定めた期間(1年以上)又は期間の定めなし ・正当な事由がない限り更新される	期間・期限	賃借人の死亡に至るまで



市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表第二十二（第五条関係）		新
権限移譲対象事務	略	対象市町村
一 略	略	略
二 法第五十五条（法第五十六条第二項及び第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による終身賃貸事業の認可等の通知		
三 略		
四 法第五十七条第二項の規定による終身建物賃貸借に係る賃貸住宅の位置等の届出の受理		
五 法第五十七条第三項の規定による終身建物賃貸借に係る賃貸住宅の位置等の変更の届出の受理		
六 法第五十九条第一項の規定による終身建物賃貸借の解約の申入れの承認		
七 法第六十六条の規定による認可事業者に対する助言等		
八 法第六十七条の規定による認可事業者からの報告の徴収		
九 法第六十八条第二項の規定による認可事業者の地位の承継の届出の受理		
十 法第六十八条第三項の規定による認可事業者の地位の承継の承認		
十一 法第六十九条の規定による認可事業者に対する改善命令		
十二 法第七十条第一項の規定による終身賃貸		

別表第二十二（第五条関係）		旧
権限移譲対象事務	略	対象市町村
一 略	略	略
二 法第五十五条（法第五十六条第二項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による終身賃貸事業の認可等の通知		
三 略		
四 法第五十八条第一項の規定による終身建物賃貸借の解約の申入れの承認		
五 法第六十五条の規定による認可事業者に対する助言等		
六 法第六十六条の規定による認可事業者からの報告の徴収		
七 法第六十七条第二項の規定による認可事業者の地位の承継の届出の受理		
八 法第六十七条第三項の規定による認可事業者の地位の承継の承認		
九 法第六十八条の規定による認可事業者に対する改善命令		
十 法第六十九条第一項の規定による終身賃		

事業の認可の取消し			貸事業の認可の取消し		
備考 略			備考 略		
別表第五十一（第八条関係）					
権 限 移 譲 対 象 事 務			権 限 移 譲 対 象 事 務		
一 二 略			一 二 略		
三 法第十六条の規定による農用地区域以外の区域内において開発行為をした者に対する勧告等			三 法第十五条の四の規定による農用地区域以外の区域内において開発行為をした者に対する勧告等		
略			略		